

処 分 基 準

平成27年6月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第58条の4
処 分 の 概 要	過積載車両に係る指示
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	<p>前条第1項又は第2項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。</p> <p>※ 前条第1項又は第2項の規定は、別紙1のとおり</p>
処 分 基 準	別紙2のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	

別紙1

第58条の3

警察官は、過積載（車両に積載をする積載物の重量が第57条第1項の制限に係る重量（同条第3項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量）を超える場合における当該積載をいう。以下同じ。）をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

- 2 警察官は、前項の規定による命令によっては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができないと認められる場合において、当該車両に係る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、第57条第1項の規定にかかわらず、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置その他の事項であって警察官が指示したものを遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。

別紙 2

○ 自動車の使用制限等に関する規程（平成 2 年12月28日公安委員会規程第 5 号）

別記第 2

（第 5 条関係）

指示及び指示に係る使用制限の処分量定基準等

第 1 用語の意義

この基準等における用語の意義は、本則に定めるもののほか次に定めるとおりとする。

(1) 指示

法第22条の 2 第 1 項、法第58条の 4 及び法第66条の 2 第 1 項に規定する指示（運転代行業者について読み替えて適用される場合を含む。）の処分をいう。

(2) 運転代行業者に対する指示

読み替えて適用される指示処分をいう。

(3) 指示に係る使用制限

法第75条の 2 第 1 項の規定に基づき、埼玉県公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(4) 運転代行業者に対する指示に係る使用制限

読み替えて適用する使用制限の処分をいう。

(5) 最高速度違反行為

法第22条第 1 項に規定する最高速度を超えて自動車を運転する違反行為をいう。

(6) 過積載運転行為

法第58条の 3 第 1 項に規定する過積載をして自動車を運転する行為をいう。

(7) 過労運転行為

法第66条の規定に違反して過労により、正常な運転ができないおそれのある状態で車両を運転する行為をいう。

(8) 積載物重量制限超過違反

法第118条第 1 項第 2 号の 2 の罪に当たる行為をいう。

(9) 措置命令

法第58条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による命令をいう。

(10) 点数の付与

政令第26条の 7 第 1 項の規定により最高速度違反、積載物重量制限超過違反及び過労運転違反について点数を付することをいう。

(11) 累計点数

政令第26条の 7 第 1 項に規定する最高速度違反関係累計点数、過積載運転行為関係累計点数及び過労運転行為関係累計点数をいう。

(12) 前歴の回数

政令第26条の 7 第 1 項の表の備考に規定する前歴の回数をいう。

第 2 指示の運用基準

2 過積載運転行為に係る指示の運用基準

(1) 指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に措置命令がなされた場合において、次

のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき。

イ 使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していたとき又はこれに準ずるような事情があるとき。

ウ 使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者であるとき。

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)アからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。

イ 前記(1)アからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る自動車は、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る自動車であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

4 各指示における留意事項

(1) 各指示に係る最高速度違反行為、過積載運転行為及び過労運転行為の各違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られる。

(2) 使用者の異同、使用の本拠の位置、使用の態様等について疑義がある場合は、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

(3) 指示に係る最高速度違反行為及び過労運転行為は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られる。